

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第4号

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規程

新潟市選挙管理委員会及び新潟市の区選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の保有個人情報に係る取扱いの例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（新潟市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 新潟市個人情報保護条例施行規程（平成13年新潟市選挙管理委員会訓令第4号）は、廃止する。